

2017年2月23日

報告者：古川孝宏

コーディネーター：野口裕之

山一証券：「法的責任判定の最終報告書」と（会計）監査責任についての考察**1. 山一証券の歴史**

| | |
|----------|---|
| 1897年4月 | 山梨県出身の小池国三が兜町に小池国三商店を開店、確実な商法で発展。 |
| 1917年4月 | 東大法学部卒の太田収が入社。石坂泰三、瀬下清（三菱銀行）に見込まれ活躍。 |
| 1935年12月 | 「飛將軍」と呼ばれる様になった太田収が社長就任、1938年鐘淵紡績新株投機戦に敗れ退任。同年5月青酸カリで自死。 |
| 1964年9月 | 9月期決算で34億円の赤字。 |
| 11月 | 日産化学から日本興業銀行出身の日高輝社長を迎える。小池会長、大神社長が経営不振の着任をとり、一線を退く。 |
| 1965年5月 | 証券不況による経営危機が表面化、田中角栄蔵相、中山素平日本興業銀行頭取らが会談、日銀特融を決定。 |
| 6月 | 山一への日銀特融始まる。最終的な融資残高は282億円に。 |
| 1966年7月 | 経営再建の受け皿として新会社（株）山一を設立し、9月に旧山一証券の営業権と商号を譲渡。 |
| 1969年10月 | 新旧会社を合併、その後の体制に。 |
| 1972年5月 | 日高会長、植谷久三社長が就任。 |
| 1980年12月 | 植谷会長、横田良男社長が就任。 |
| 1986年8月 | 三菱重工業が1,000億円の転換社債(CB)を発行。新発転換社債を山一が総会屋に配分し、「三菱重工CB事件」に発展。 |
| 9月 | 部店長会議で、横田社長が「営業特金・一任勘定獲得」の大号令。 |
| 12月 | 行平次雄専務退任、YIE（ロンドン現地法人）会長就任。（実際は赴任せず本社YIEの会長室に） |
| 1987年1月 | 成田芳穂副社長が自死。 |
| 1987年頃 | 含み損を抱えた営業特金の飛ばしが始まる。 |
| 9月 | タテホ化学工業、債券先物取引で286億円の損失発覚(タテホ・ショック)。 |
| 10月 | 米国株式相場の暴落(ブラックマンデー)で日経平均株価が3,836円安となる(20日)。 |
| 1988年9月 | 行平社長が就任。 |
| 1989年12月 | 大蔵省証券局が営業特金の禁止を通達（角谷通達）。1990年春迄の営業特金全廃を指示。 |
| 1990年3月 | 3月期決算で経常利益が2,336億円と過去最高になる。 |
| 3月頃 | 小松正男副社長を中心に実態把握・整理・解消を目指す「小松委員会」。結局、「顧客とトラブルを起こさない」「粛々と引っ張る」「営業担当者の責任は問わない」との3方針で進むことに。 |
| 1991年7月 | 証券不祥事で、山一では業界トップの620億円の損失補填が発覚。（4社合計1,718億円） |
| 9月 | 行平社長が参議院で「これ以上、問題のある取引はない」と証言。その後の足枷に。 |
| 8～11月 | 行平社長、延命副社長ら山一首脳がファンド処理をめぐる秘密会議を開く。 |
| 11月 | 顧客が引き取らない含み損を抱えたファンドは山一が引き取ることを決定。白井財務本部長が公 |

| | |
|---------|---|
| | 認会計士に相談するべきとの意見を出したが、延命副社長が拒否し、行平社長が決定。 |
| 12月 | 含み損のあるファンドの簿外処理を始める。会計監査人の監査が及ばない5社のペーパーカンパニーを設立し、協力する信託銀行2行に特金口座を設け、国債の売現先により資金調達。 |
| 1992年1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・損失補填を禁止し、刑事罰を定めた改正証券取引法が施行される。(1日) ・三木淳夫副社長が松野允彦・大蔵省証券局長を訪問する。東急百貨店とのトラブルに関し、松野局長「大和は海外に飛ばすようですよ」。山一は、結局2月までに東急百貨店の損失を簿外で処理。大和は土井定包会長の反対により、裁判→損害賠償(損失補填)。「証券事故」として、裁判所の認定を後ろ盾に堂々と損失補填。 |
| 6月 | 行平会長、三木社長が就任。 |
| 8月 | 日経平均株価がバブル崩壊後の最安値1万4,309円を記録。 |
| 1993年2月 | 大蔵省官房金融検査部の検査が入る。徹底的隠蔽により「飛ばし」は発覚せず。 |
| 6月 | 三木社長が、小川証券局長から呼び出しを受け、3か月以内に具体的再建策を提出する様求められる。(24日) |
| 8月 | 白井隆二専務以下、取締役経理部長、企画担当取締役、部課長クラスで会議を開き、オフ及びオンバランスで6,300億円の損失があることを確認。終了後、一括償却案が出たことを聞いた三木社長は「そんなもの持ち込んだら、大蔵が迷惑しちゃうよ」とあっさり拒否。 |
| 12月 | 山一が証券局に「経営改善計画について」を提出。簿外損失は伏せられたまま。(3日) |
| 1994年4月 | 簿外損失処理問題に関わって来た人達が昇進。木下企画室付部長が常勤監査役に就任。 |
| 10月 | 行平会長、三木社長、白井副社長、藤橋取締役らによる「業務推進会議」発足。簿外損失の早期償却等を骨子とする経営改善計画が策定され、翌年1月に藤橋取締役により提案されるも、三木・行平氏の反対によりボツとなる。 |
| 1995年3月 | 506億円の経常赤字決算。 |
| 6月 | 簿外損失処理問題の指揮を執ってきた延命副社長が心不全で死去。(26日) |
| 1997年4月 | 週刊東洋経済に、「山一証券を襲う重大疑惑の真相」掲載。富士銀行は兜町支店にある山一関係口座の取引内容を調査。ケイマン諸島の口座との不明朗な取引等から「海外に損失を飛ばしている。山一は明らかにおかしい、もうヤバイぞ」との結論。 |
| 6月 | 証券取引等監視委員会が調査に入る。 |
| 7月 | 総会屋への利益供与疑惑で、東京地検特捜部が山一の強制捜査に着手(30日)。 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・行平会長、三木社長ら役員11人が引責辞任。新会長に五月女正治専務、新社長に野澤正平専務が就任(11日)。 ・山一証券監査部顧客相談室長の樽谷紘一郎氏が刺殺される。(14日) 事件は未解決のまま。 ・五月女会長・野沢社長が、藤橋常務らから簿外損失の実態を知らされ、茫然自失。(16日) |
| 9月 | 東京地検特捜部が商法違反容疑などで三木前社長を逮捕(24日)。 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・山一の沓沢竜彦顧問・渡辺正俊常務(財務担当)が富士銀行に簿外債務を報告(6日)。 ・代理人弁護士岡村勲夫人が、山一に損させられたと恨む個人顧客により刺殺される。(10日) ・9月中間決算で約27億円の経常赤字を発表(23日)。 |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・簿外債務の社内調査結果を大蔵省、証券取引等監視委員会に報告(17日)。 ・大蔵省が2,000億円を超える簿外債務を公表。山一は「自主廃業を含めた最終結論に向けて検討している」と発表(22日)。 |

| | |
|----------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・臨時取締役会で自主廃業を決定し発表。日銀は特融の実施を発表(24日)。 ・参院予算委員会で、行平前会長が薄外債務の隠蔽工作に自ら関与していたことを認める(27日)。 |
| 1998年2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・衆院大蔵委員会で松野・元証券局長が、91年当時山一から「飛ばし」取引問題で相談を受けたことを認める。 ・一方で、簿外処理を指導したとの疑惑については全面的に否定(4日)。 |
| 4月 | 「社内調査報告書」(嘉本隆正委員長、社外委員 國廣正弁護士)が山一証券に提出される。 |
| 10月 | 「法的責任判定の最終報告書」が山一証券に提出される。 |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・山一証券が行平次雄前会長ら旧経営陣9人を相手取り、総額20億円の損害賠償請求訴訟を東京地裁に起こす。 ・読売新聞が「債務隠し『拠点』しらず、『山一』責任判定委員が最終報告」と報道。(23日) |
| 1999年6月 | 山一証券が東京地裁の破産宣言を受ける(2日)。 |
| 2000年3月 | 東京地裁が三木氏に懲役2年6ヵ月、行平氏に懲役2年6ヵ月・執行猶予5年の判決。 |
| 2001年1月 | 東京高裁が、控訴していた三木氏に執行猶予付きの判決を出し、三木氏が受け入れた。 |
| 2004年11月 | 植谷元会長死去(93歳) |
| 2005年2月 | 破産手続終結登記され終焉。日銀特融の内1,191億円が返済不能となる。(「滅びの遺伝子」p287) |
| 2006年10月 | 三木元社長死去(71歳) |
| 2010年4月 | 行平元会長死去(78歳) |

(山一のDNA)

- ・「国のためなら株価の操作をしても構わない」という考え方から、株価を腕力で左右した歴史。「お家のため」として坂本龍馬を斬った佐々木只三郎(太田収の大祖父)の遺伝子か。
- ・成功体験から来る強気一辺倒の経営。
- ・法人相手の営業で大口の商売をとるスマートさ。(←→野村の個人相手の泥臭さ)
- ・「この様な状態が長く続くことは断じてない。また、あつてはならない」との思いに固執する。
- ・「いずれ株価は上昇し含み損は解消される」との株価上昇神話を信じ、経営は持ち直すとの安易な経営観。
- ・無理な経営をしても、最後は政府が助けてくれるという安易な考え。
- ・風説で徹底的に人を追い詰め、追い落とす。
- ・一部の人達で秘密裏に大事を進める秘密主義。徹底的な監査妨害・隠蔽工作。隠蔽仲間だけが昇進。
- ・果敢な処置を決断するべき時に決められない。形勢が圧倒的不利の時、撤退の決定ができない。

2. 会計監査人の監査対応(伊藤醇「命燃やして」p68より)

監査人は、証券会社監査の難しさを十分認識し、損失補填取引に関する報道がなされるたびに、主要な新聞記事を全て蒐集・保管し、損失補填取引が社会的問題となった事実を十分に認識していた。実施可能な監査手続を会計士協会の証券業部会において衆知を集めて審議したうえで監査手続を定め、確実に実施した。従って、1991年9月中間期から経営破綻直前事業年度の1997年3月期までの監査手続に過失があるなどと判断されないことを確信していた。

3. 隠蔽方法 (田中周紀「飛ばし」、伊藤醇「命燃やして」等より)

- ・隠蔽の中心は、信託銀行による特定金銭信託(特金)。特金は、財産を信託銀行に委託し、その運用方法を委託者が特定できる金銭信託。簿価分離が出来るメリット。
- ・山一証券は1,600億円を出して信託銀行に国債を買うように指示。信託銀行は国債を買い、山一エンタープライズを通してペーパー会社に貸し付けた。ペーパー会社は、借りた国債を山一証券に売って含み損を抱える株を引き取る資金を作った。
- ・信託銀行は国債を貸し付けたのだから、「返してもらい権利」をもっているだけにもかかわらず、「国債の現物を保有している」という報告書を山一証券に提出。監査人は、その提示を受けて、特金勘定の実在性や評価の妥当性を監査。このため、会計士は監査手続によって実態までとどり着けなかった。
- ・山一の元役員の証言「仮に信託銀行が作成する運用状況報告書から取引が発覚するかもしれないという不安があれば、このスキームはやらなかった」
- ・このスキームが外に漏れないように徹底した隠蔽工作を実施。会計監査人には強制調査権はないが、大蔵省はもっていた。当初から、その強制調査権をもつ最も厳しい大蔵検査にも耐えられるように、契約書関係の作成から管理方法まで全てを綿密に実施。監査人へ提出する資料と提出しない資料を分けて対策を実施。
- ・隠蔽工作に利用した会社の株主構成を監査権限の及ばない様に仕組み、かつ存在が分からない様に工作した。
- ・大蔵検査や会計士監査への対応として、特定金銭信託について聞かれた場合には、必ず納得させるための材料として、「自己資本規制比率」に関する説明を準備。この説明は一面の真実であり、極めて巧妙。
- ・会計士が「特金の運用利回りは非常に低いのにどうしてこれを続けているのか」と質問。その回答は「自己資本規制比率」対策。
- ・「自己資本規制比率」は分子が証券会社の自己資本で、分母が3つのリスク。商品有価証券を、株式・国債等と細かく分けてリスクを計算する「マーケットリスク」、「顧客リスク」、証券会社の固定費である「基礎的リスク」。分母が小さいほど「自己資本規制比率」が良い。有価証券勘定の中で国債をもつと、国債に対して一定のリスクが計算される為、分母が大きくなってしまふ。特金勘定で国債をもつと全て預金と見なされて、リスクがゼロとして扱われる。特金勘定でもっていることによって「自己資本規制比率」が改善されている資料明細も提出されていた。
- ・大口顧客から虚偽の確認書を入手して、大蔵省及び監査人に虚偽の回答。
- ・国際的アカウンティングファームの虚偽の確認書を利用して、海外子会社の監査人を騙した。

伊藤氏：社内調査報告書には、調査目的の一つに「なぜ、簿外債務が発覚しなかったのか」を掲げているが、これら第三者を利用した計画的・組織的隠蔽工作に関する報告が一切ない。

4. 法的責任判定の最終報告書(1998年10月)山一証券(株)法的責任判定委員会

(「会社がなぜ消滅したか 山一証券役員たちの背信」読売新聞社会部より)

法的責任判定委員会 委員：弁護士 渡邊頭・深澤直之・國廣正、公認会計士 古海陽一郎

第Ⅱ部 監査人(中央監査法人)の法的責任判定

第一 判定

山一証券(株)は同社の法定監査における監査人である中央監査法人に対して、損害賠償請求の法的手続をとるべきである。

第二 判定の理由

【前提事実】

山一証券(株)は、九一(平成三)年十二月から九二(平成四)年三月にかけて、顧客企業七社の含み損のある有価証券をペーパー会社三社に引き取らせることにより、いわゆる「簿外債務」とした。ペーパー会社は、九二(平成四)年十一月にさらに二社が設立され、全部で五社になった。

ペーパー会社(五社)が、これらの含み損のある有価証券を保有、管理するために必要な資金調達の方法は、「社内調査報告書」第Ⅱ部・第Ⅲ章・第Ⅰ款記載のとおりである。

以下、「社内調査報告書」記載の「簿外債務」を隠蔽する目的で行われた、山一証券(株)の特金口座を利用した(株)山一エンタープライズへの貸借を「貸借スキーム」、山一証券(株)とペーパー会社の国債の現先取引を「現先スキーム」と呼ぶ(末尾図面Ⅰ=省略)。

【理由】

監査人は「貸借スキーム」及び/又は「現先スキーム」の存在を認識し、山一証券(株)の決算において不適正意見を述べるべきであった。

しかし、下記の【監査人の故意ないし過失行為】記載のとおり、監査人は「貸借スキーム」及び/又は「現先スキーム」を認識しながらこれを山一証券(株)に指摘しなかったか、あるいは、少なくとも、認識すべきであったにもかかわらず調査不十分により認識できなかったか、いずれかの理由により、山一証券(株)の決算において不適正意見を述べることを怠った。これにより山一証券(株)は「簿外債務」の管理・隠蔽を継続することができたのである。

よって中央監査法人は山一証券(株)の監査人としての注意義務に違反したものとわざるをえない。

(以下[監査人の故意ないし過失行為]、「第三 損害額」、別冊「調査報告書」、添付「資料」など略)

5. 訴訟経緯 (主として、伊藤醇「命燃やして」及び、同氏講演録より)

①破産管財人による 60 億円の損害賠償請求訴訟 (東京地裁民事 8 部)

- ・ 1999 (H11)年 12 月 14 日提訴、22 回の法廷闘争を経て 2003 (H15) 年 11 月 19 日終結。
 - ・ 被告：山一の会計監査をしてきた中央監査法人と担当の会計士 6 人。
 - ・ 原告主張の概略：1997 年 3 月期決算資料中の BS に資産計上されている特金 1,492 億円が架空資産であった。それにも拘わらず特金の中身の実査を行わず、信託銀行の残高確認書だけで実資産であるとして山一の粉飾経理を見逃し、違法配当決議をさせ、会社に損害を与えた。その上、約定監査報酬を受け取り会社に損害を与えた。
- (経緯)
- ・ 法的判定委員会は、1 枚の監査調書を確認することなく一方的な報告書を作成したが、管財人は、監査調書を手許に置いた上で訴訟を開始。
 - ・ 原告は裁判官からの、何故、「特金が架空であり、実在しない」と主張できるのかについて証明出来なかった。国債がペーパーカンパニーに貸し付けられていたことを、直ちに「架空」とであると結び付けたもの。
 - ・ 山一は、常に 5~6 行の信託銀行に対して 10 口座程度の特金契約を保有していた。監査人は、信託銀行から確認書を直接入手する監査手続きを実施し、信託銀行作成の運用状況報告書も、必ず査閲した。国債に対する数百億円の国債利子を信託銀行が受け取っていることも毎期の監査で確認していたことを証明した。
 - ・ 日本の不正経理事件において、銀行が発行した残高証明書を会社が偽造するケースは見られたが、信託銀行が

作成する信託財産の報告書が事実と反していた事例は他に無い。山一の役員が不正協力依頼のために信託銀行に出向いた事実も明らかになった。

- ・ 監査人に過失は無かった。管財人は、調査不足により、損害賠償を請求する相手を間違った。
- ・ 将来、公認会計士が第三者を巻き込んだ隠蔽工作の状況下に置かれる場合の防禦のためにも、全てを監査人の責任とする原告の主張が間違いであることを立証するためにも、勝訴判決を得ることが絶対に必要であると肝に銘じていた。
- ・ しかし、4年を過ぎたときに、3人目の裁判官から職権による和解勧告がなされた。和解する気は全く無かった。しかし、裁判長は、「山一による隠蔽工作の存在は認める」と発言したうえで、強い口調で「職権による和解勧告」を宣告した。
- ・ 諸状況（膨大な時間とコスト負担、原告は裁判所が任命した管財人であった等）より、やむ無く和解に応じた。和解金1億6600万円を支払った。

②株主86名による合計461百万円の損害賠償請求訴訟（東京地裁2件・大阪地裁4件）

- ・ 1998(H10)年5月～2007(H19)年5月、全て勝訴判決を得て終結。
 - (i)
 - ・ 東京地裁・大阪地裁
 - ・ 被告：会計監査人(2件)、被告：山一・山一役員・会計監査人(3件)
 - ・ (判決骨子) 100円以下の株価は、「倒産リスクを反映した価格」であり、投資損失は損害賠償請求を定めたいかなる法律に照らしても「投資家の自己責任」。山一が自主廃業したことによる損害であり、監査手続と因果関係は無い。
 - ・ 監査に過失があったか否かの審理前に、株主の請求を棄却して終結。
 - (ii)
 - ・ 大阪地裁第7民事部（行政訴訟担当）
 - ・ 株主が株式売買損失9,704万円、弁護士費用970万円を請求。
 - ・ 被告：山一・山一役員・会計監査人・国(1件)
 - ・ 山一（管財人）と山一役員は開始早々に和解。
 - ・ 判決迄に6年、25回の法廷。
 - ・ 2005(H17)年2月24日、監査に過失がないことを認めて、原告の訴えを棄却。
 - ・ 証拠として提出した多くの監査調書を根拠として明示。
 - ・ 判決骨子「被告監査法人は、本件各有価証券報告書に係る財務諸表の監査に際し、その都度、山一証券の経営状況、財務内容等に応じてあらかじめ監査計画を定め、これに基づいて種々の監査手続を選択・適用し、監査を実施したものと認められる」
 - ・ 「特金勘定についても、通常実施すべき監査手続を実施していたものと認められる」と判示。
 - ・ 「山一証券から提示された安田信託及びクレディ信託の運用状況報告書には、運用資産である国債の貸債残高が存在することを示す記載や資料が添付されていなかったこと」「信託銀行作成の運用状況報告書に殊更真実と異なる信託財産の運用状況が記載されるとは通常想定し難いと考えられる」ことから、含み損を抱えたダミー会社5社の存在を認識することは不可能と判示。
 - ・ 国内ダミー会社であるNF等5社も海外ダミー会社も、連結規則5条による連結の範囲に含まれる会社ではなく、「監査の対象とならない」ことを明確にした。

- ・山一の経営トップはその存在を「外部からは山一証券との関係を容易に知り得ない」ように工作したことを判示し、山一の会社ぐるみの隠蔽工作による監査妨害行為の存在を明確に示した。
- ・特金勘定が「架空であり、実在しない」との主張を失当と判示した。
- ・裁判官は、山一事件の全貌を的確に認識し、隠蔽工作に加担した信託銀行名を明示して判決を下した。
- ・この裁判においても、和解提案がなされたが、判決を要請した結果の勝訴。

③オンブスマン訴訟（大阪地裁第3民事部）

- ・平成10年（ワ）第2992号・第4142号・第8383号、3件を併合して審理。損害賠償請求額327百万円。
- ・1998（H10）年3月から8月に提訴され、2008年最高裁の上告棄却までに10年6ヵ月。
- ・原告：弁護団が「山一株主被害者の会」を結成、新聞紙上で訴訟参加者を募集し、これに応じた81名の株主。
- ・被告：中央監査法人（2000年4月以降、中央青山監査法人）

- ・2006(H18)年3月20日 大阪地裁判決 請求棄却
- ・2007(H19)年5月25日 大阪高裁判決 控訴棄却
- ・2008(H20)年9月16日 最高裁判決 上告棄却

・判決骨子「当時の会計監査の水準を踏まえ、監査に関する職業的専門家として一般的に要求される程度の注意義務をもって通常実施すべき監査手続を実施したにもかかわらず虚偽記載等が存在したような場合は、過失はなかったといわざるを得ない」

・監査制度に対する裁判官の見解として「捜査機関や証券取引等監視委員会などと異なり、強制捜査（検査）権限を持たず」とあり、被監査会社の協力が得られない監査において、監査人はこれを打ち破る権限が与えられていないという監査の限界が存在することを明らかにした。

・2002年改定以前の監査基準・監査実施準則においては、「リスク・アプローチによる虚偽記載の発見義務が課される程に、リスク・アプローチの具体的内容が定まっていなかったこと」を明確にし、「リスク・アプローチを採用しなかったことによる監査責任は問えない」とした。

・裁判が長引くと、監査制度に対する社会の期待が大きくなる。そして、監査を実施した時点より、監査責任に対する社会の追及が厳しくなる。審理に長い年月を費やすことによる不利を危惧していたが、裁判官は、正しく判断した。

・監査人の権限の範囲と責任の限界を明確に判示し、監査人が置かれている監査環境を的確に認識したうえで示された判決であり、（伊藤氏としては）公認会計士業界にとって意義ある判決と評価。

6. 判決に対する法律学者による批判論文（月刊監査役、旬刊商事法務、ジュリスト）と伊藤氏見解（伊藤醇「命燃やして」p169～p175）

- ①神戸大学大学院法学研究科教授 志谷匡史「公認会計士の任務懈怠とその責任」（月間監査役 No.524、2007年3月、p18～p30）

（2005年2月24日の大阪地裁第7民事部判決への批判）

- ・公認会計士監査に効果的な規律づけを与える方策を探る作業の一環として、司法（裁判所）の果たしうる役割

に焦点を合わせる。

- ・ 任務懈怠に対しては厳しい制裁が伴うことが、公認会計士・監査法人の規律を高く維持するにはやはり不可欠である。裁判所が「物分かりがよすぎる」と、公認会計士らは易きに流れ弛緩してしまいかねない。
- ・ 裁判所が公認会計士の規律づけに対して効果的なシグナルを発したといえるか否かを考察する。

(伊藤氏見解)

- ・ 判決批判の法的根拠を何ら示していない。
- ・ 任務懈怠の有無について法的に論じるのではなく、判決批判のための特別な方向性を予め示した上での記述。
- ・ 最初の事案要約の段階で「子会社 5 社を使って・・・」などの間違った認識を示している。隠蔽工作に利用した会社が、子会社か否かは、任務懈怠・監査責任の有無の判断に直結するにも拘わらず、必要な実態調査も行っていない。

②明治大学法科大学院教授 藤原俊雄「会計監査人の民事責任」(月間監査役 No.537、2008 年 2 月、p64～p86)

(2005 年 2 月 24 日の大阪地裁第 7 民事部判決への批判)

- ・ 全体としてこの判決の会計監査人の職務と責任についての認識と判断はかなり甘すぎる。
- ・ 監査人に積極的に不正・誤謬の発見に努めよというのではないにせよ、ひたすら受身でただ単に「出されたものを全部でないがみたところ格別問題らしき点が発見できなければそれでよい」というわけにもいかない。

(2006 年 3 月 20 日 大阪地裁判決への批判)

- ・ 14 年(2002 年)改定をまって初めてリスク・アプローチに相応しい監査計画を作成することになったものと解すべきではない。
- ・ 過失なしとの判断に至るのは法律論として何ら説得的でないのみならず、むしろ遺憾と言うほかはない。
- ・ 判決のいう職業的専門家に通常要求される注意をもってすれば、本件の場合、何ほどの異常を感知するのが普通ではないのだろうか。
- ・ 会社が訴えを提起したものでないことも、裁判官の心証形成に一定の影響を与えた、あるいは初めに結論ありきであった。

(伊藤氏見解)

- ・ 複数の信託銀行作成の報告書に真実が記載されなかったという判決の最重要ポイントに対してどの様に考えて「甘すぎる」と断言したのか不明。
- ・ どこが「ひたすら受身」だったのか検証が行われていない。
- ・ 批判の根拠は、監査が「社会の期待」に副えなかった、つまり監査に対する「期待ギャップ」に置くものであり、理論的ないしは明確な根拠に基づいていない。
- ・ 監査の過失についての判断は、当該監査を実施した時に求められる監査水準を基準とするのであって、論評時の水準ではない。
- ・ 監査実施準則が改定され、リスク・アプローチに基づく監査が全面適用されたのは 2002 年であり、法的根拠が無い。

- ・監査契約に違反して監査人に莫大な被害を与えた山一が監査人を訴えることなど有り得ない。
- ・「月間監査役」に連載して掲載された山一監査に関する二つの論文は、批判するために必要な調査を満たした上で論述された内容とは思えなかった。

③神戸大学教授 志谷匡史「有価証券報告書の虚偽記載と監査法人の責任」(旬刊商事法務 No.1845、2008年10月5・15日合併号)

(2005年2月24日の大阪地裁第7民事部判決への批判)

- ・本判決の結論には疑問がある。
- ・特金を解約すると多額の投資損が実現してしまうという趣旨の経理部長の説明は、損失隠しのスキームを明らかにしてしまっただけといえよう。経理部長の回答を簡単に納得してしまっただとすれば、会計監査人の無過失を認めることに躊躇を覚える。
- ・監査の現場において、(信託銀行二行との)特金契約の継続を必要とする理由として「自己資本規制比率」を持ち出した山一の説明と監査人の判断、に関する判決文を批判。

(伊藤氏見解)

- ・上記の経理部長の説明は無く、事実無根。
- ・判決に示された「リスク相当額」の解釈を「投資損の実現」であるとして主張した点に大きな誤り。
- ・「自己資本規制比率」算式上の「リスク相当額」とは何かを正しく把握すれば、こういう間違っただけでは書かなかったであろう。
- ・山一による隠蔽工作を示す重要な証拠である「自己資本規制比率」に係る監査調書を十分調査せず、専門誌「商事法務」の「商事法務研究」に間違っただけの判決批判論文が掲載されることに、驚きと、憤りを禁じえなかった。

7. 筑波大学 弥永真生教授による判決を肯定する意見

商事判例研究「監査人の責任が認められなかった事案 山一証券事件」(ジュリスト No.1385、2009年9月15日、p120~p123)

(2006年3月20日大阪地裁第3民事部オンブスマン訴訟判決について)

- ・結論に賛成。
- ・「厳格な意味でのリスク・アプローチ」についての議論に関しては、監査当時、正当な「監査慣行」となっていなかったこと、そのような監査手続を行ったとしても、飛ばし等を発見できなかったであろうことを指摘すれば十分であったのではないかと思われる。
- ・いわゆる飛ばしについての監査は、時間と費用の制約に照らせば、きわめて困難であること、また当時の会計基準を前提とする限り、……その結論には賛成してよいと思われる。
- ・本件においては、A1(山一)が構築した粉飾のスキームが巧妙であり、Y(監査法人)にとっての監査期間及び監査資源を前提とする限り、飛ばしを発見できなかったという結果から、Yが正当な注意を払わなかったと判断するのは適当でないということもできる。

8. 出版の時系列

- 1999年10月「会社がなぜ消滅したか 山一証券役員たちの背信」読売新聞社会部（新潮社）
2010年5月「命燃やして 山一監査責任を巡る10年の軌跡」伊藤醇（東洋出版）
2011年9月「修羅場の経営責任 今、明かされる 山一・長銀破綻の真実」国広正（文藝春秋）
2013年11月「しんがり 山一証券 最後の12人」清武英利（講談社）

9. 論点

- ・会計監査人は「飛ばし」の噂を踏まえて監査方針を定め、当時の会計基準・監査手続基準に従い職務を全うし、裁判所は正しく判断した。
- ・國廣正弁護士らによる「法的判定委員会」の問題
- ・影響力の大きい國廣正弁護士や清武英利氏による出版やその後の対応
- ・読売新聞社（当時の論説主幹 清武英利氏）をはじめとするマスコミの問題
- ・時代の推移と期待ギャップ
- ・第三者委員会の問題
- ・司法（特に和解）を巡る問題
- ・簿記会計及び証券知識の重要性
- ・何が真実かの判断
- ・重要局面における決断力と覚悟（間違った時には引き返す決断）

(参考資料：「8. 出版の時系列」の他に)

- 1998年4月「山一証券 消滅の全記録」週刊東洋経済別冊（週刊東洋経済編集部）
1998年5月「山一証券社内調査報告書〈全文〉」週刊エコノミスト 5/5・12 合併号
1998年7月「山一証券破綻と危機管理」草野厚（朝日新聞社）
2005年3月「なぜ企業不祥事は、なくならないのか」國廣正・五味祐子（日本経済新聞社）
2005年6月「滅びの遺伝子 山一証券興亡百年史」鈴木隆（文藝春秋）
2013年1月「飛ばし」田中周紀（光文社新書）
2016年11月「バブル 日本迷走の原点」永野健二（新潮社）
月刊監査役、旬刊商事法務、ジュリスト

2016年5月28日 第24回産研アカデミック・フォーラム（早稲田大学産業経営研究所）

日本公認会計士協会 CPE 認定研修（CPE：Continuing Professional Education、継続的専門研修）

テーマ：1990年代の主要な企業不祥事と財務諸表監査－教訓と今日的意味

講演録：伊藤醇 公認会計士「不正な財務報告と財務諸表監査 山一監査責任を巡る10年を振り返って」

<http://ur2.link/BhcK>

（全講演の記録 <http://www.waseda.jp/sanken/publication/academic/24AF.pdf>）

以上

ご質問・ご意見は、メールアドレス furukawatdesu@gmail.com までお願いします